

軽水洗トイレ賃貸借仕様書

1. 件 名 軽水洗トイレ賃貸借
2. 目 的 「軽水洗トイレ設置一覧表」の各施設に軽水洗トイレを設置し単年度契約を原則にレンタルすることを目的とする。
3. 契 約 期 間 令和7年6月1日 から 令和8年3月31日 まで
4. 設 置 場 所 市川市新浜1丁目26番地 青葉少年スポーツ広場外5箇所
5. 担 当 部 署 スポーツ部 スポーツ施設課 市川市国府台1丁目6番4号
6. 賃貸借内容 つぎの物件と同等クラスを設置すること

物件内容	規 格	設置台数 (予定台数)
軽水洗トイレ 【フットポンプ式】	幅870mm×奥行き1,495mm×高さ2,592mm 汚物床下タンク70ℓ 汚物容量380ℓ (洋式) ----- キャンプ場に設置するトイレには外鍵を設置すること(後付可)	16台

7. 物件の設置場所

- (1) 担当部署が予め指定した場所に設置すること。※軽水洗トイレ設置一覧表のとおり
- (2) 設置の際は、強風等で転倒することのないように転倒防止工作をおこなうこと。
- (3) 設置の際は、担当部署の指示に従うこと。
- (4) 設置場所を変更する際は、担当部署の指示に従うこと。

なお、変更の時期についても、担当部署の指示に従うこと。

8. 物件納入費用の負担と納入状態

- (1) 物件納入費用は、賃貸人が負担すること。
- (2) 物件は、使用可能な状態に調整して納入すること。

9. 物件返還費用の負担

- (1) 賃貸借契約の満了に伴う物件の返還費用は、賃貸人が負担すること。

(2) 賃貸人は、担当部署による清掃及び汲取り作業終了後、物件を速やかに撤去すること。

10. 契約不適合責任

本契約による賃貸借物件の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを賃借人が認識した場合、認識した時点から1年以内の間に賃貸人に対する通知を行うことにより、賃借人は賃貸人に対して不適合部分の修補を求める、若しくは損害の倍書を請求することができるものとする。ただし、賃貸借期間終了日を過ぎた後の不適合認識については、修補又は損害賠償の請求を行えないものとする。

11. 動産総合保険の付保

契約期間中、賃貸人を保険契約者とする動産総合保険を賃貸人の負担により付保する。

12. 物件の維持

物件は常に使用できる状態を保つこと。(このための費用は、賃貸借金額に含まれるものとする。ただし、物件の清掃及び汲取り作業は市川市の負担とする。)

なお、物件に故障及び破損が生じた場合は、担当部署と協議を行い、早急に物件を使用できる状態にすること。

13. 公租公課

公租公課は賃貸人の負担とする。

14. 権利義務の譲渡の禁止

この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承認させ、又はその権利を担保に供することはできない。

15. その他

(1) 賃貸人は、暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。

(2) 契約上の疑義が生じた場合は、双方で協議をおこなうこと。

(3) 本仕様の定めのない事項については、逐次、市川市、賃貸人の双方で協議の上、取り決める

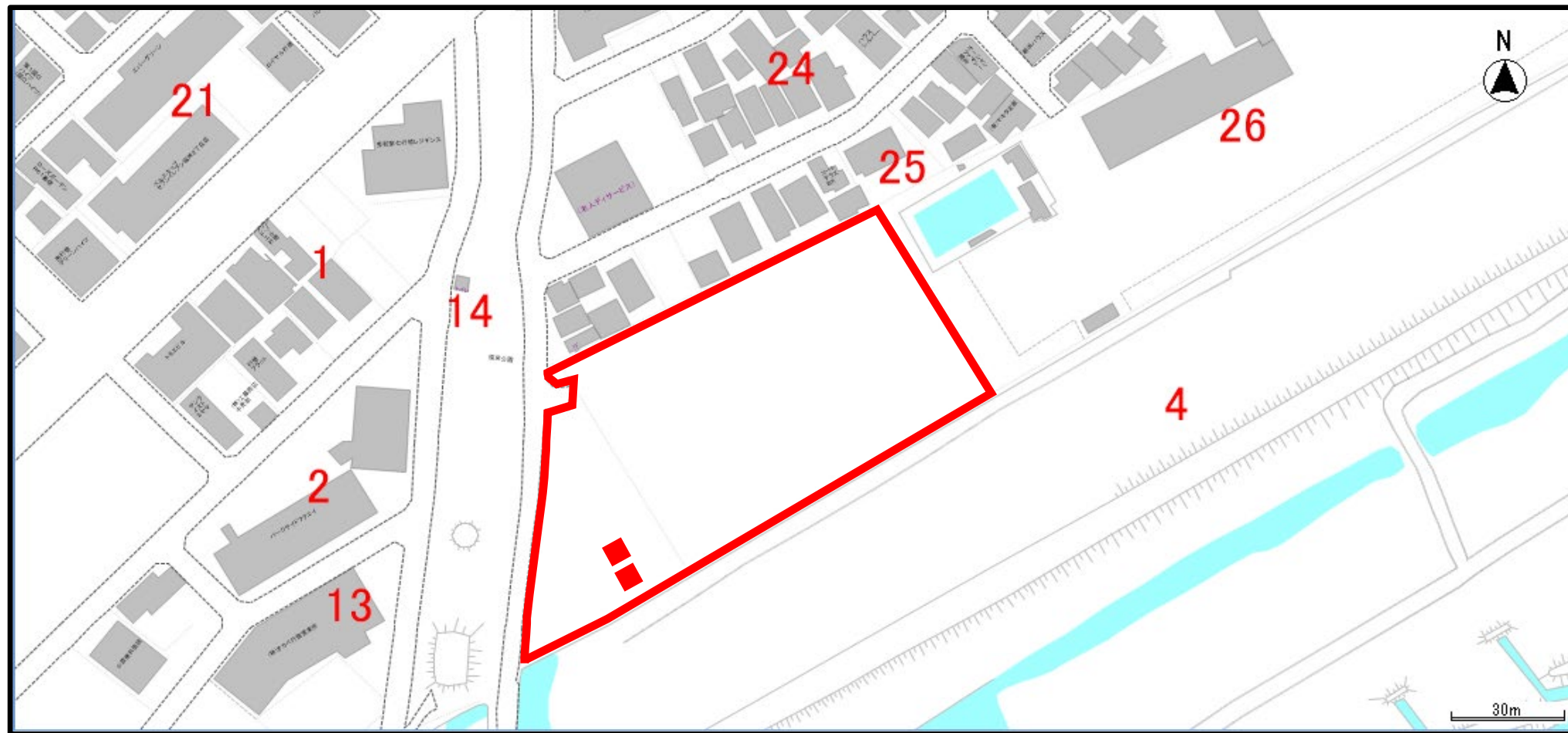
ものとする。

軽水洗トイレ設置一覧表

担当部署		施設名	所在地（市川市）	設置数 (洋式)	備考
1	スポーツ部 スポーツ施設課	青葉少年スポーツ広場	新浜1丁目26番地	洋式2台	別紙1
2		いちかわ市民キャンプ場	柏井町2丁目992番1号	洋式6台	別紙2
3		柏井運動(少年)広場	柏井町4丁目343番地	洋式4台	別紙3
4		北方運動(少年)広場	北方町4丁目2133番地	洋式2台	別紙4
5		田尻第2運動(少年)広場	田尻4丁目9番	洋式1台	別紙5
6		大野4丁目少年広場	大野町4丁目2819番地	洋式1台	別紙6
合計				16台	

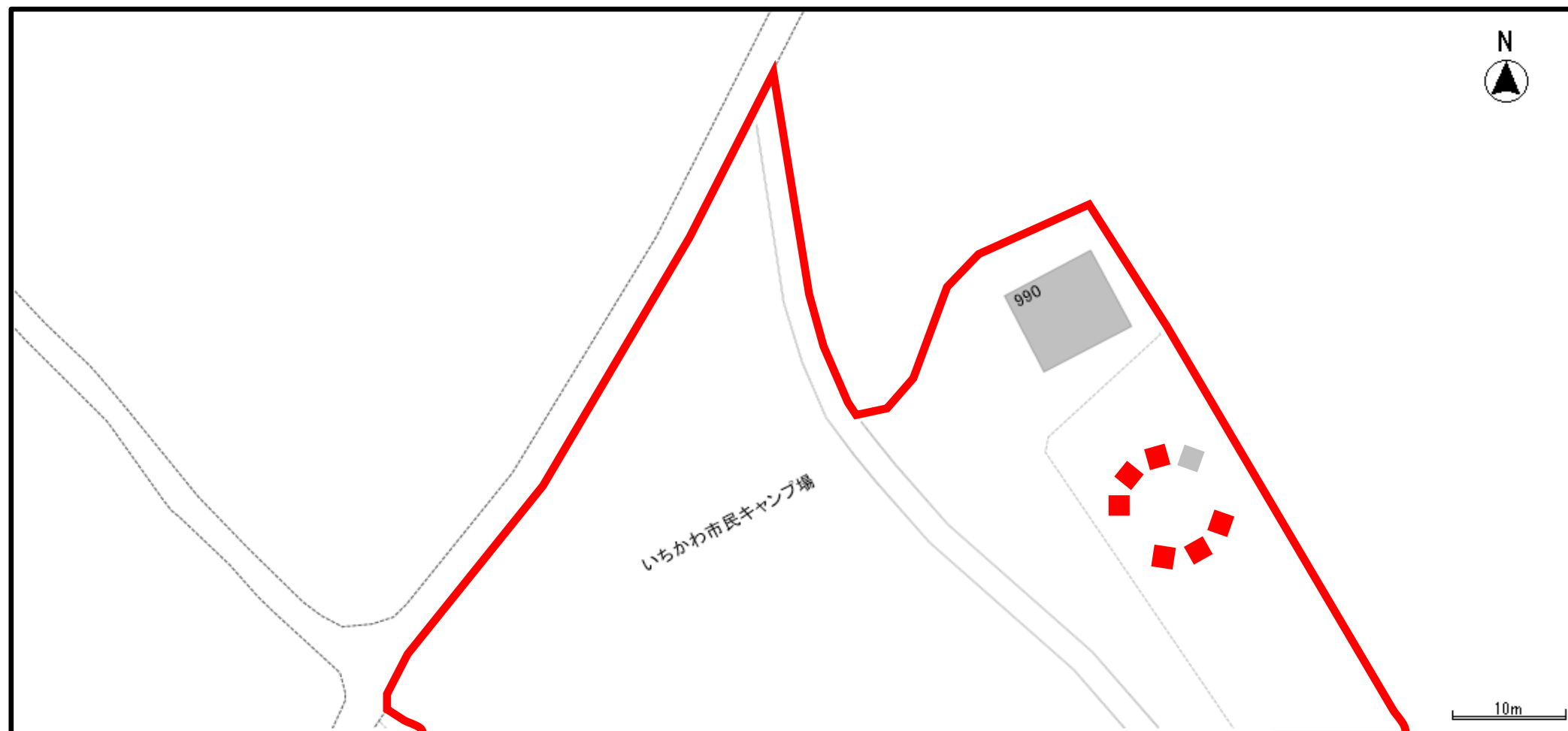
別紙 1

青葉少年スポーツ広場（市川市新浜 1 丁目 2 6 番地）



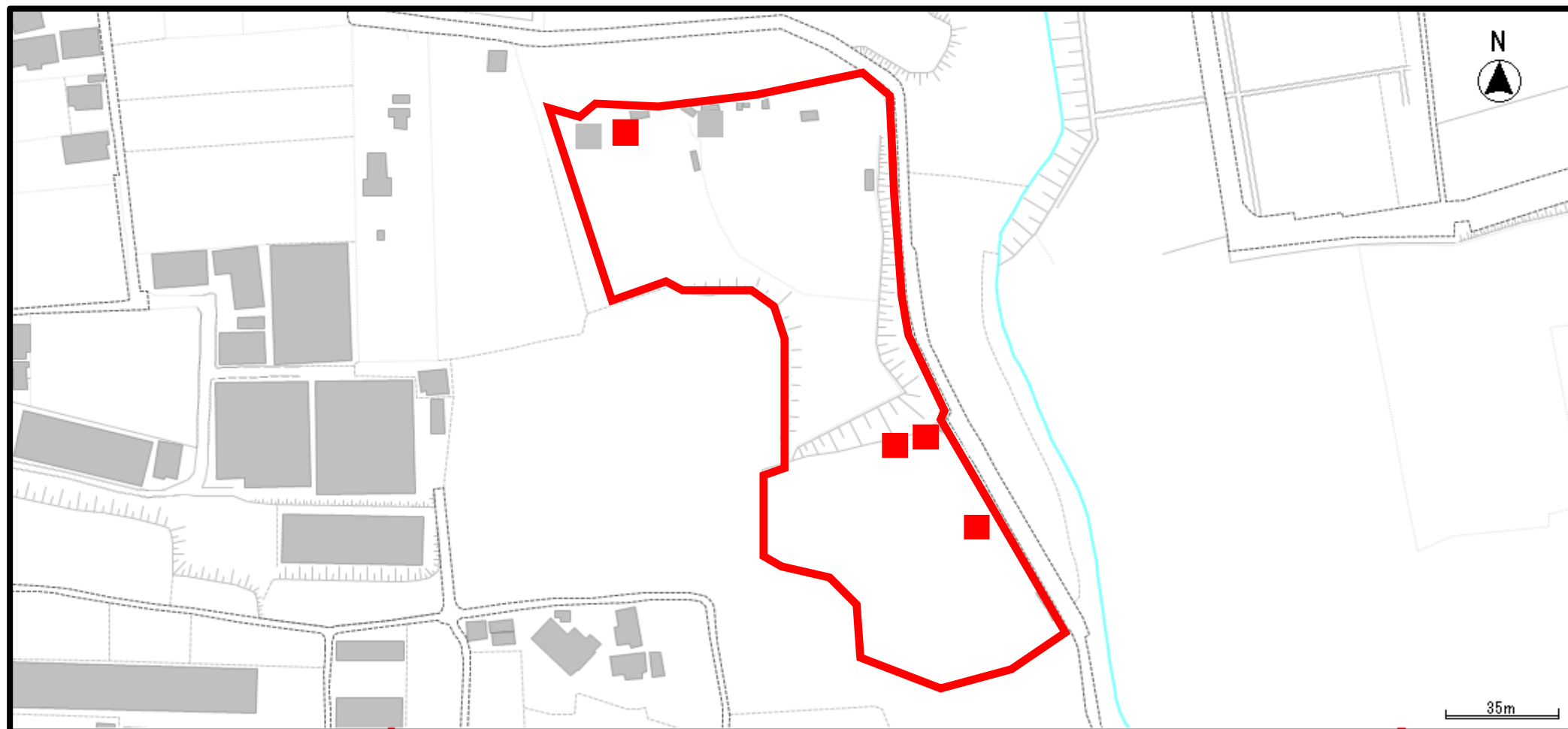
■ 設置場所

洋式：2 台



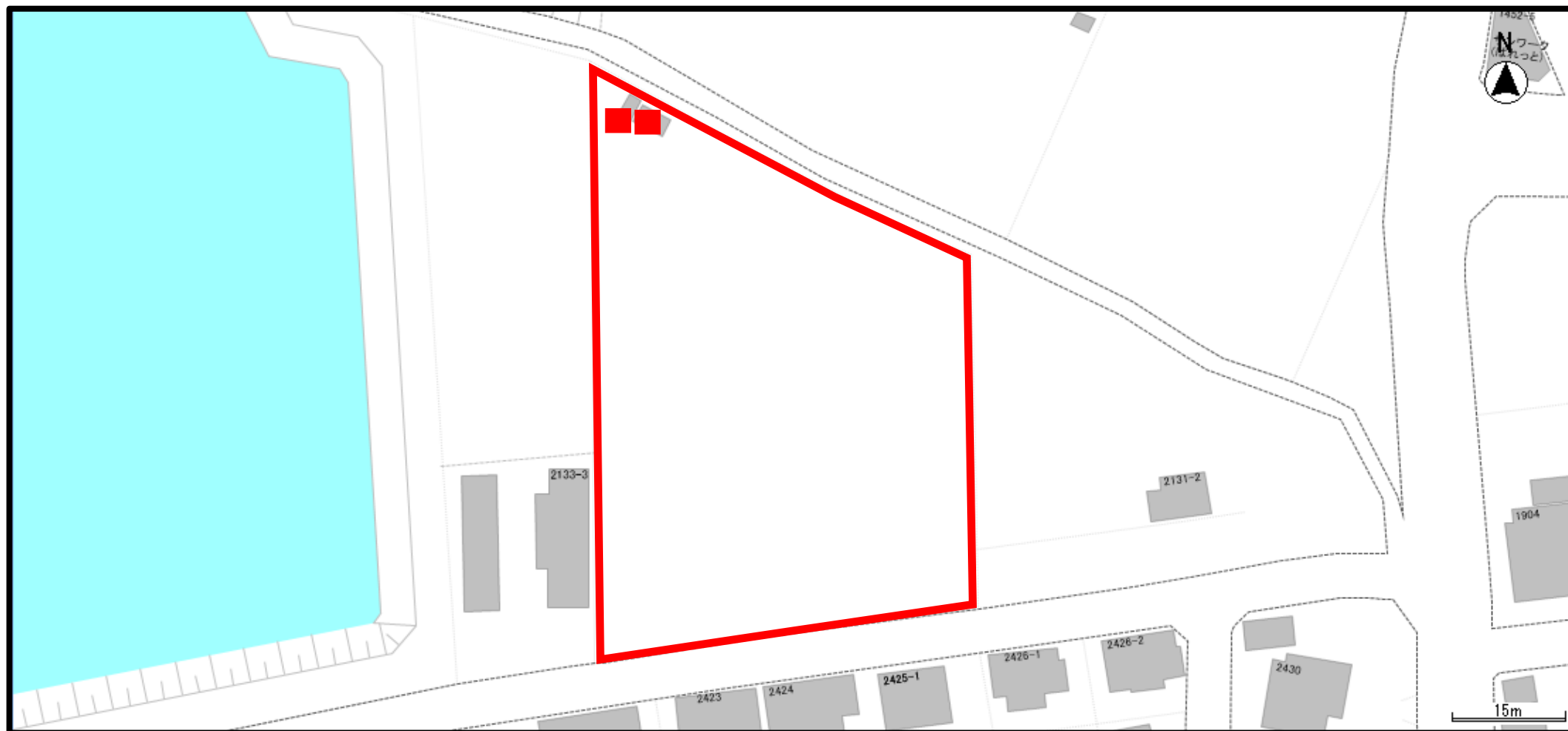
■ 設置場所

洋式：6台



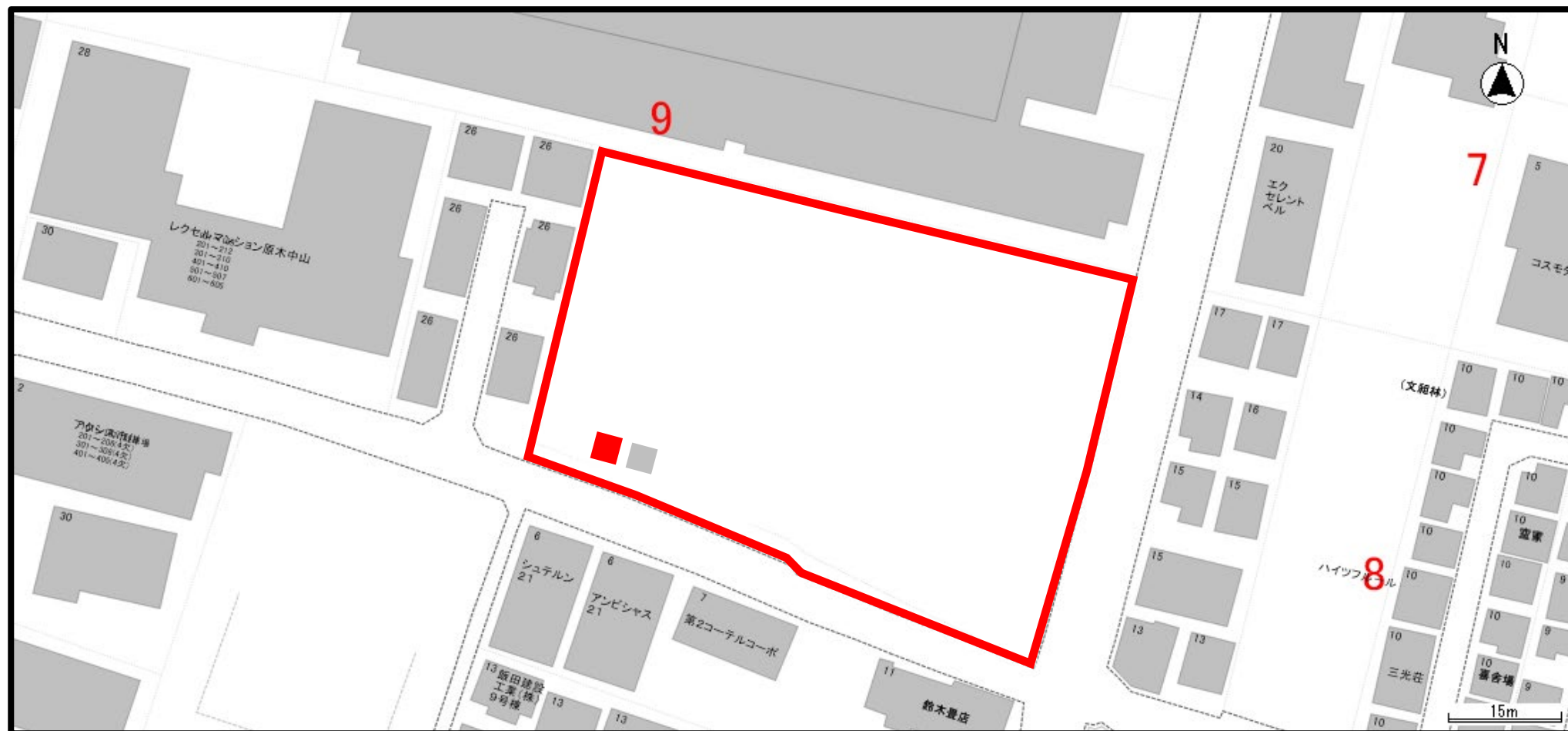
■ 設置場所

洋式：4 台



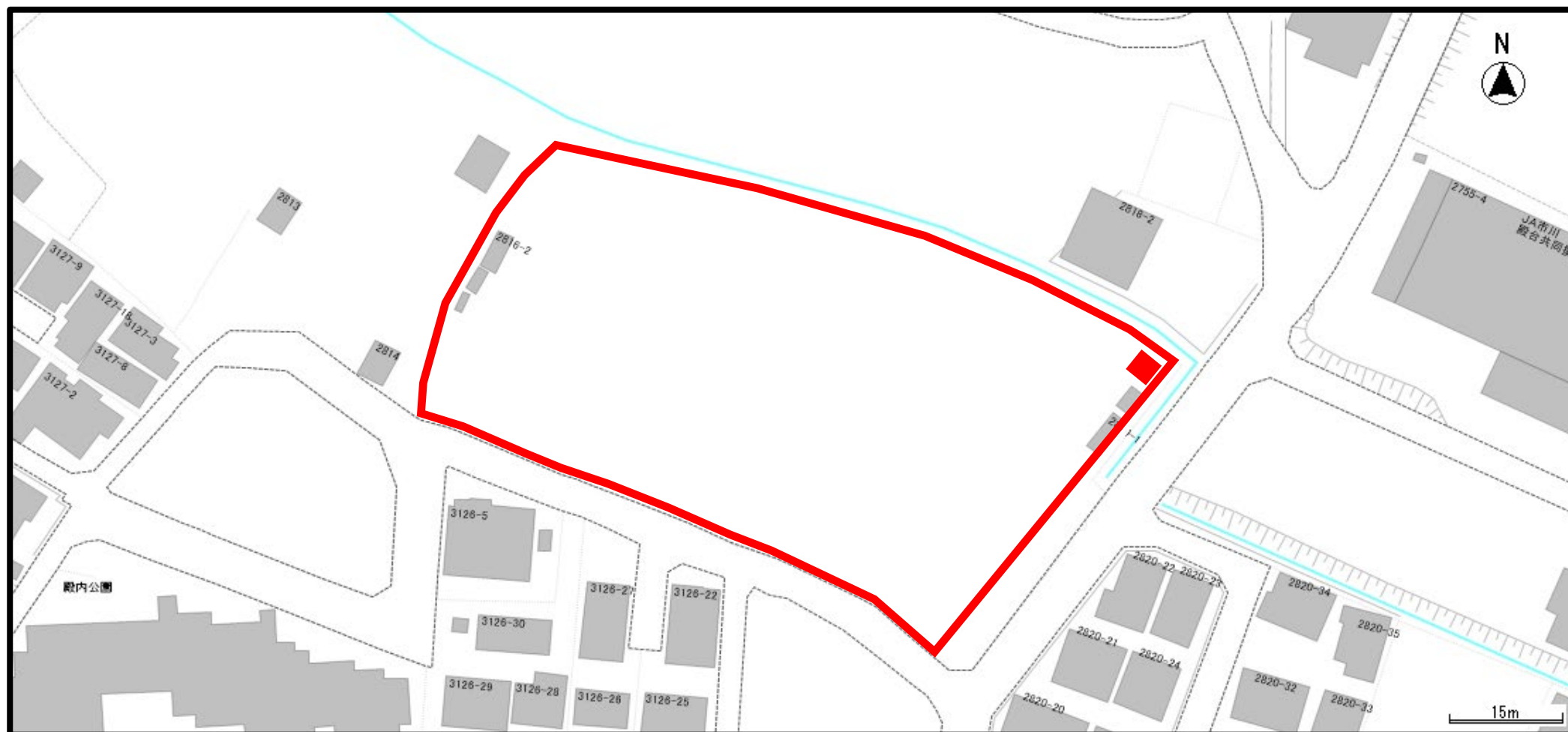
■ 設置場所

洋式：2 台



■ 設置場所

洋式：1台



■設置場所

洋式：1台